

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泊町長

市町村名 (市町村コード)	和泊町 (46533)
地域名 (地域内農業集落名)	喜美留字 (喜美留)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、市街地近郊ということもあり、今後中心となる経営体数も20人程の地区である。規模拡大意向農家のアンケート調査では、将来において13.64haの農地が足りない状況である。課題は、集落の活性化を図るためにも新規就農者の確保が必要である。

農業者:46経営体、認定農業者数:14経営体

主な作物:バレイシヨ、サトウキビ、サトイモ、花き、肉用牛

## (2) 地域における農業の将来の在り方

バレイシヨ、サトウキビ、サトイモ、花き(ユリ、グラジオラス)、肉用牛、ニンジン、ニンニク、果樹(マンゴー)があり将来的にもそれらが主となると考えるが、ユリは減少していく可能性がある。機械化により省力化した作物に移行していくと考えられる中、作物については、コーヒー、米、鶏卵等の食用作物がでてくる可能性も大いにある。また、現在担い手は少ないが、地域コミュニティの活性化を図るため、地域内から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう必要な条件整備等を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。併せて、農業の魅力を継承し、スマート化等を推進するとともに、儲かる農業を構築することにより、担い手が島に帰ってくる魅力ある農業を作りたい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	157.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積, 集約化の方針
農地中間管理機構を活用して, 認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに, 担い手への農地集積を進める。併せて, 農地中間管理機構の活用, 畑かん施設の更新事業整備, 集落内での話し合いの充実を図る。また, 農地利用は, 中心経営体である認定農業者が担うほか, 地域の担い手への農地集積を積極的に推進し, 新規就農者の確保を促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け, 担い手の経営意向を斟酌し, 段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ, 農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し, 農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。併せて, 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため集落において, 農地の再基盤整備, 土層改良, 畑の灌水事業, 浸水対策等について積極的に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や県, JA等と連携し, 栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし, 相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。併せて, 農業の魅力を継承し, 儲かる農業で島外に出た後継者を確保したい。農家間の繋がりが強い地域なので, 入作も含め地元民でも農地を守り, 将来的には, 機械導入資金の確保等が困難なため集落営農組織も検討していく必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため農業支援サービス(ドローン散布やサトウキビの作業委託, 農業機械のシェアリング)を活用する。また, 必要に応じてJA等の組織, 民間事業者, 個人間での農作業受委託を進め, 遊休農地の発生防止を図る。個々でできる間はこれまで同様頑張っていきたい。併せて, 畜産関係の作業受託も検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて, 必要な事項を選択し, 取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①キジ, カラス, ネズミなどの鳥獣の目撃情報や被害情報はあった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて, それらの捕獲従事者の確保・育成を進める。
- ②肥料の価格高騰により減肥料に取り組み, 環境に配慮した農業を継続したい。
- ③ドローンや情報通信技術(ICT)等を活用し, 省力化, 人手の確保及び負担の軽減を図る。
- ⑦水土里サークルを活用し地域住民で, 農地, 農道, ため池等の保全・管理に努める。また, 小型のバックホウがあれば側溝土砂上げ作業がスムーズに行えるため, 導入について検討していく。
- ⑧土地改良事業の新規及び更新計画及び実施。赤土流出対策, ため池のオーバーフロー対策についても積極的に取り組む。